

共通仕様書

第1節 一般事項

1-1

適用範囲

- 1 この仕様書は、公益財団法人横浜企業経営支援財団が施工する工事等の業務に適用する。
- 2 工事業務はそれぞれの種別に応じて本仕様書に定める仕様書に従い履行するものとする。
- 3 業務別仕様書に記載されている事項はこの仕様書に優先する。
- 4 工事施工に関して、本仕様書の記載が無い事項は、「横浜市建築局電気設備工事特則仕様書」「電気設備技術基準」「内線規程」「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」「建築工事標準仕様書」「電気工事標準仕様書」「機械設備工事標準仕様書」各最新版に準拠すること。

1-2

用語の定義

- 1 監督員とは、公益財団法人横浜企業経営支援財団担当職員をいう。
- 2 現場責任者とは、請負人が通知した現場責任者をいい、工事業務の指揮監督をするものをいう。
- 3 指示とは、監督員が請負人に対し工事業務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 4 承諾とは、請負人の発議により請負人が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- 5 協議とは、監督員と請負人が対等の立場で合議することをいう。

1-3

法令の遵守

請負人は、業務の履行にあたり、作業に関する諸法規を遵守し、作業の円滑な進捗を図る。

1-4

官公署その他

請負人は、業務に必要な官公署への手続きを速やかに行い、手続きに要する費用は請負人の負担とする。

1-5

疑義の解決

請負人は契約に定める事項について疑義を生じた場合には、監督員と協議して解決するものとする。

1-6

提出書類

請負人は業務着手前に以下の書類を監督員に提出する。

- (1) 契約書の写し
- (2) 工事業務着手届出書
- (3) 工事代金内訳書
- (4) 現場代理人選任通知書
- (5) 工程表
- (6) 工事施工計画書（工事概要、緊急連絡網等）

第2節 現場管理

2-1

現場責任者

現場責任者は業務の管理に必要な資格、知識及び経験を有する者とする。
また、その資格を証明する資料を監督員に提出すること。

2-2

日程管理

- 1 請負人は日程表に基づき適正な進捗に努めるものとする。
- 2 工事作業に先立ち、監督員と調整し詳細な日程表を作成し提出する。
- 3 請負人は日程に変更が生じるおそれのある場合には、監督員の承諾を受けるものとする。

2-3

作業車の乗入れ

請負人は業務に伴う作業車等を工事場所へ乗入及び駐車を行う場合は、施設管理者の許可を受けることとする。

2-4

利用への安全対策

- 1 請負人は作業にあたって、利用者に危険のないよう十分な安全対策を講じるものとする。
- 2 工事作業が、横浜市金沢産業振興センター等の利用者へ影響を及ぼすおそれがある場合には、バリケードやお願い板・注意標識などを設置し、利用者へ注意を促すようにすること。

2-5

安全衛生管理

- 1 工事作業時の安全衛生に関する管理は、現場責任者が関係法令に従いこれを行う。ただし、別に責任者が定められた場合はこの者に協力する。
- 2 工事作業現場は常に整理整頓及び清掃を行う。
- 3 危険箇所の点検を行うときは、十分に注意して事故の防止に努める。

2-6

事故発生時の処置

工事作業中に、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、又は、第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、直ちに応急処置等を講じる。
このとき、事故発生の原因及び経過、事故の被害の内容等について、速やかに監督員に報告しなければならない。

2-7

現状復旧の義務

請負人は義務に伴う施設・器具等を、損傷させないように適切な方法で養生を行う。万一、損傷を与えた場合には速やかに監督員に連絡するとともに、その指示に従い請負人の負担において現状に復旧し報告するものとする。

2-8

後片付け

請負人は請負業務の作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

第3節 工事業務の完了

3-1

完了図書

請負人は、工事業務完了後、速やかに以下の完成図書を監督員に提出する。

- (1) 完成図書 2部
(工事件名、目次、施工年月日、施工業者名を表記)
(完成図、機器仕様書、試験成績表、取扱説明書、保証書等)
- (2) 施工写真(工事前、中、竣工。カラー) 2部
- (3) 電子データ 1式

3-2

業務の完了

請負人は、工事業務の完了後、速やかに以下の書類を監督員に提出する。

- (1) 工事業務完成届出書
- (2) 請求書

第4節 完成図書の作成要領

4-1

完成図書

完成図書は、工事業務の成果となるものであり、記録をまとめて作成し、監督員に提出する。

- (1) 工事担当者編成表
- (2) 工事材料等承諾願
- (3) 請負人選定通知書
- (4) 完成図
- (5) 発生材処分証明書類
- (6) 工事写真

4-2

作成要領

作成要領は、次のとおりとする。

- (1) 完成図書は、記録を清書し、施設ごとに整理して1冊のファイルに綴じ込む。
- (2) ファイルはA4サイズとし、左綴じ左見開きとする。

4-3

表紙の記載

表紙は黒文字・横書きとし次の項目を記載する。

- (1) 年 度 実施年度を記載する。
- (2) 名 称 工事請負契約書と同じ名称にする。
- (3) 完成図書 「〇〇〇工事」
- (4) 年 月 日 完成図書提出年月日
- (5) 受託者名 施工業者名を記載する。

**横浜市産学共同研究センター照明設備等更新工事
特記仕様書**

1-1	件名	横浜市産学共同研究センター照明設備等更新工事	
1-2	履行場所	横浜市鶴見区末広町1-1-40（横浜市産学共同研究センター）	
1-3	履行期間	契約締結日から令和8年3月27日まで	
1-4	工事の目的	横浜市産学共同研究センターの照明設備等である蛍光灯、水銀灯などの照明類を省エネやCO2削減を目的とする更新工事を実施する。	
1-5	現場責任者	現場責任者は、電気設備の取り扱いに精通した者とする。	
1-6	工事の内容	1 研究棟、実験棟照明設備の照明設備の更新工事を実施する。 （交換の機器及び場所等は、別紙及び電灯交換一覧表（参考）を参照のこと。） 2 実験棟の昇降照明ランプ及び昇降照明電源装置をLED器具に更新し堅牢に設置すること。 3 実験棟の危険物倉庫の1L100W耐圧防爆型照明を防爆用LED照明に更新すること。 4 実験棟の誘導灯C級をLED誘導灯に更新すること。 5 研究棟の蛍光灯を撤去し、LED照明器具を更新すること。 6 実験棟、研究棟のダウンライト、シーリングライト等をLED照明器具に更新すること。 7 実験棟、研究棟のブラケットライト（防水）をLED照明器具に更新すること。 8 消防申請及び産業廃棄物処分、その他必要な手続きを行うこと。 9 施設の工事に伴い、電気主任技術者の立会いについては、受注者と施設管理者と調整のうえ、必要に応じて実施すること。	
1-7	交換部品	交換部品は、次のとおり	
		(1) 1-6の設備機器の撤去・交換・据付	1式
		(2) 必要な取付金物類	1式
		(3) 配線・配管・消耗雑材料	1式
		(4) その他（現場雑費）	1式
1-8	適用範囲	現場の施工に際し、下記の点に注意すること。 本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において全て完備すること。	

1-9

疑義

本仕様書に定めた事項について、疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い指示に従うこと。

また、工事施工中に疑義が生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

1-10

現場の施工

設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。

また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

1 工事の施工について

（1）本工事は、横浜市産学共同研究センター利用者の状況を勘案し、工事日程を監督員及び管理者、テナント使用者と調整して安全に工事を実施すること。

（2）既存の水銀灯及び蛍光灯等の撤去・処分すること。

（3）新設のLED照明器具等の据え付け、設置、絶縁測定、点灯試験すること。

2 安全管理

（1）工事の施工にあたっては常に最新の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応すること。

（2）工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。

（3）工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。

（4）重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。

（5）危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。

（6）危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願を提出し、承諾を得ること。

（7）工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けると共に立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

3 現場管理

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

また、本工事は施設を運転しながら工事になるため、点検整備に支障が生じないように十分配慮すること。

4 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備より供給する。

5 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。必要に応じ、マニフェストを提出すること。

6 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

7 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。

8 その他

- (1) 工事期間中は、入居テナント、来館者に支障がないように工事を施工すること。
- (2) 工事期間中、利用者等の安全には十分注意すること。
- (3) 施工にあたり事前に担当者と綿密に協議し、騒音・振動・異臭等の発生される作業及び資材等の搬出入は、監督員の承認を得ること。
- (4) 工事関係者が現場以外の施設内に立ち入る際は、担当者の承認を得ること。
- (5) 施工にあたりトラブルが生じた場合は、監督員に連絡して解決を図ること。
- (6) その他に発生した事項については、監督員と打合せのうえ、施工すること。
- (7) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。また、工事関係者用に駐車場を無償で用意することができる。
- (8) 施工に使用する電気、水道は無償提供する。
- (9) 工事は土日休祭日になる可能性も考慮すること。
- (10) 本内訳書及び仕様書や図面は、本工事の基本的内容について定めるものであり、交換器具選定及び数量については事前に現場調査を十分行い適切な器具を選定して、書類にて承諾を得ること。